



ユリ

Yamamoto Acc office

山本総合会計

山本総合会計ニュース

編集発行人
税理士

山本孝久

〒152-0003

東京都目黒区碑文谷5-12-1

TS碑文谷ビル2F

TEL 03 (3791) 8863

FAX 03 (3791) 8292

7月

(文月) JULY

21日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワンポイント 滞納による差押財産の換価の猶予

国税の滞納により差し押さえられた財産は、滞納国税が納付されないと公売（換価）して滞納国税に充てられますが、事業の継続が困難になる等一定の理由があるときは、換価が猶予されます。従来、換価の猶予は税務署長の職権によるもののみでしたが、来年4月からは滞納者の申請によるものも加えられます。

7月の税務と労務

- 国 税／6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税／納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税／所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税／5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務／社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務／労働保険料（概算・確定）申告書の提出（全期・1期分）の納付 7月10日
- 労 務／障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務／労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

交際費課税

見直しのポイント

交際費課税制度について、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、平成二十六年税制改正で見直しが行われました。

以下、そのポイントを説明します。

1 制度の沿革

交際費課税制度は、政策税制の一つとして昭和二十九年に創設されたもので、当時、事業上の必要を超えた接待をする傾向が見られたことから、企業の資本蓄積を阻害している等の社会的批判が背景にありました。その後は、バブル景気とともに平成四年分まで交際費は増加し続けてきました（図表1参照）。しかし、バブルがはじけた平成五年分以降、交際費等の支出額は減少傾向を辿り、規制しすぎの面も生じてきました。そこで、平成十八年度税制改正により、一人当たり五千円以下の一

定の飲食費を交際費等から除外して損金にすることが認められるなど緩和策が行われました。

2 改正前制度の概要

法人が昭和五十七年四月一日から平成二十六年三月三十一日

までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、冗費を節約して自己資本を充実させることにより企業体質の強化を図るといふ政策的見地から、原則としてその全額を損金の額に算入できませんでした。ただし、資本金一億円以下の中小法人については、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度から年八〇〇万円以下の支出交際費等の額は、その全額

を損金算入することが認められていました（図表2参照）。



図表1 支出交際費額の推移

(単位：億円)

	支出額	増減額
平成元年分	49,770	4,267
2	56,274	6,504
3	61,407	5,133
4	62,078	671
5	59,451	△2,627
6	54,087	△5,364
7	53,254	△833
8	54,094	840
9	53,099	△995
10	50,639	△2,460
11	43,918	△6,721
12	43,908	△10
13	39,135	△4,773
14	37,426	△1,709
15	34,645	△2,781
16	34,393	△252
17	35,338	945
18年度分	36,314	976
19	33,800	△2,514
20	32,261	△1,539
21	29,979	△2,282
22	29,360	△619
23	28,785	△575
24	29,010	225

(出所) 国税庁統計年報、会社標本調査結果報告より
作成※平成18年からは「4～3月決算ベース」に変更

図表2 改正前の交際費等の取扱い

区 分		支出交際費等の税務上の取扱い
中小法人	支出交際費等の額が年800万円以下	支出交際費等の額の全額損金算入
	支出交際費等の額が年800万円超	支出交際費等の額－定額控除限度額 ^(注) ＝損金不算入額
中小法人以外の法人		支出交際費等の額の全額損金不算入

(注)「定額控除限度額」とは、800万円に法人の事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額とされます。

3 飲食費五〇％損金算入制度の創設

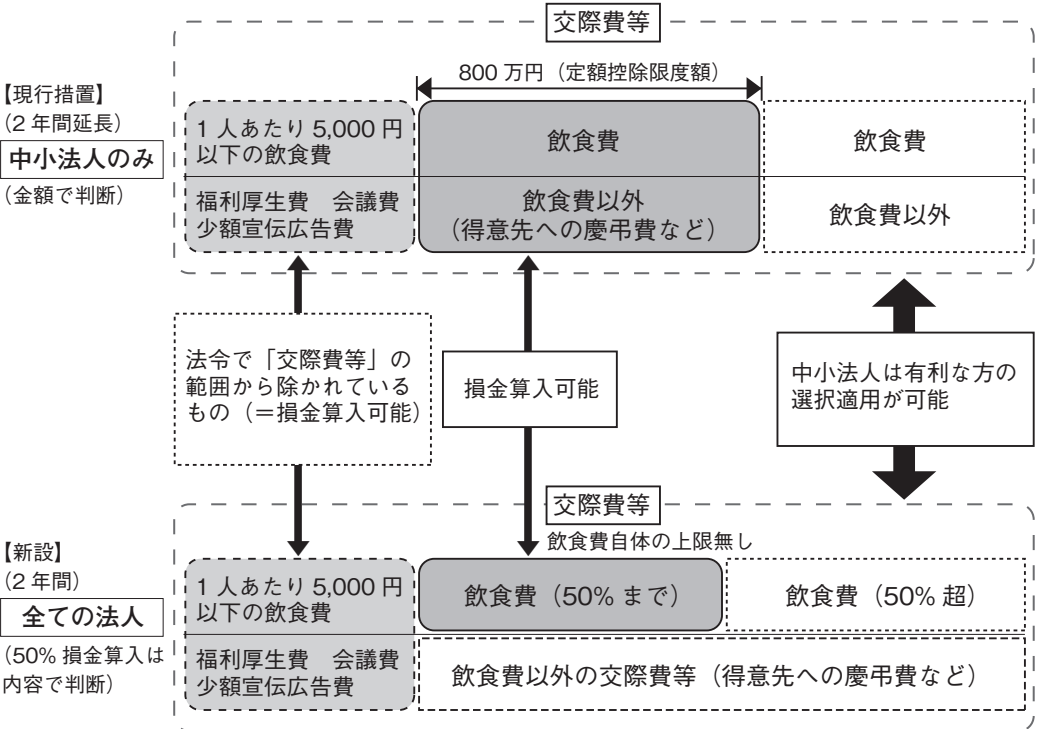
先の平成二十六年度税制改正では、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費等の損金不算入制度について、法人の規模に関わらず、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の額の五〇％を損金の額に算入できる措置（上限はありません）が設けられました。

なお、接待飲食費の額には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）は含まれません。

4 中小法人の選択適用

また改正では、中小法人については、支出交際費等の額のうち、飲食費の五〇％損金算入制度と、平成二十八年三月三十一日まで二年間延長された年八〇〇万円の定額控除限度額のどちらか有利な方を選択することが可能です（図表3参照）。

図表3 改正概要 【適用期間：2年間（平成27年度末まで）】 経済産業省資料



子が親から結婚費用を受け取ったときの贈与税

1. 婚姻にあたって子が親から金品の贈与を受けた場合

子が親から金品を受け取った場合は、原則として贈与税の課税対象となります。

ただし、扶養義務者相互間において生活費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるもので、必要な都度、直接生活費に充てるために贈与を受けた財産については、贈与税の課税対象となりません。

このことから、婚姻にあたって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、または、それらを購入するための金銭の贈与を受け、全額を家具什器等の購入費用に充てた場合等には、贈与税の課税対象となりません。

なお、贈与を受けた金銭が預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費(家具什器等の購入費用)に充てられなかった部分は、贈与税の課税対象となります。

また、個人から受ける結婚祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と贈与を受けた者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象となりません。

2. 子の結婚式及び披露宴の費用を親が負担した場合

結婚式や披露宴の費用を誰(子(新郎・新婦)、その親(両家))が負担するかは、その結婚式や披露宴の内容、招待客との関係・人数や地域の慣習などによって様々であり、それらの事情に応じて、本来費用を負担すべき者それぞれが、その費用を分担している場合には、そもそも贈与には当たらず、贈与税の課税対象となりません。

不動産所有権付リゾート会員権の評価

不動産売買契約(土地及び建物並びに附属施設の共有部分)と施設相互利用契約をその内容とするリゾート会員権(取引相場があるもの)の評価は、ゴルフ会員権と同様に上場株式のように公開された市場で取引が行われるわけではなく、①会員権取引業者が仲介して行われる場合や所有者と取得者が直接取引する場合もあり、取引の様子は様々ではないこと、②取引業者の仲介の場合の価格形成も業者ごとによりバラツキが生じることから、その取引価額を基礎として評価するにしても、評価上の安全性を考慮して評価する必要があります。

そのため、「取引相場のあるゴルフ会員権の評価方法」に準じて、課税時期における通常の取引価格の70%相当額により評価します。なお、契約解除する場合の精算金があるときも特段の事情がない限り、同様に扱うこととなります。

死亡により退職した者の給与に係る源泉徴収票の交付

給与等の支払をする者は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、給与の支払を受ける者に交付しなければなりません。

給与の支払を受ける者が死亡した場合には、その相続人が被相続人の確定申告(いわゆる「準確定申告」)を行うことがあるため、被相続人の所得金額を確認するための資料として、相続人に対して源泉徴収票を交付し

ます。この場合、源泉徴収票の「死亡退職」欄に「○」を表示します。

なお、死亡後に支給期の到来する給与は、相続財産となり、所得税の課税対象とはならないため、「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄には、死亡前に支払が確定している給与の合計額を記載します。